

岩手県告示第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局和賀中部農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

平成28年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 滝沢市大崎地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年10月11日から平成29年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）